

福島県専門家活用経営支援事業費
(米国関税措置・物価高対策枠) 補助金実施要領

1 適用

福島県専門家活用経営支援事業費（米国関税措置・物価高対策枠）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び福島県専門家活用経営支援事業費（米国関税措置・物価高対策枠）補助金交付要綱（令和7年10月30日7商第2202号。以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施要領の定めるところによる。

2 目的

米国関税措置又は物価高の影響を受けた県内中小企業者等が抱える商品開発、販路拡大及び生産効率の向上等の様々な経営上の課題に対して、高度な専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）の適切な診断・助言により課題の迅速な解決を図り、もって地域経済の活性化を担う中小企業者等の順調な発展・成長を促進させることを目的とする。

3 補助対象事業の実施要件等

補助対象事業は、次の（1）から（5）の規定を満たさなければならない。

（1）対象となる中小企業者等の要件

本事業の対象となる事業者は以下の要件の全てに該当する者とする。

ア 交付要綱第2条に該当する中小企業者等であること。

イ 県内に本社及び事業所等を共に有する者であること。

ウ 米国関税措置又は物価高に起因して、令和7年4月以降、任意の1か月間の売上高、売上総利益又は営業利益のいずれかが前年同期比で5%以上減少していること。

（2）支援申込みの受付

専門家の派遣に当たっては、中小企業支援機関は、当該派遣を希望する県内の中小企業者等からあらかじめ、福島県専門家活用経営支援事業（米国関税措置対応・物価高対策枠）相談票（別紙様式1）による申込みを受けなければならない。

（3）県の事前確認

補助対象事業の実施に当たり、専門家の選定又は支援をする事業の内容等に疑義が生じた場合、中小企業支援機関は、事前に別紙様式2により県の確認を求めることができる。

（4）専門家の選定

専門家の派遣に当たっては、多岐にわたる中小企業者等の課題に対応できるよう中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、弁護士、大学関係者、企業経営や技術の実務経験者等、幅広い分野の専門家の中から、補助対象本事業の対象となる中小企業者等の支援を求める内容を十分把握した上で、選定することとする。その際、以下に該当する者を専門家として選定してはならない。

- ア 中小企業支援機関自らの常勤の役職員
 - イ 対象となる中小企業者等の代表者と4親等以内の親族である者
 - ウ 対象となる中小企業者等の発行済み株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式を所有し、又は出資している企業等に在籍する者
 - エ 対象となる中小企業者等の発行済み株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式を所有し、又は出資している者
 - オ 発行済み株式の総数、出資口数の総額、又は出資価額の総数の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式を対象となる中小企業者等により所有され、又は出資を受けている企業等に在籍する者
 - カ その他、対象となる中小企業者等との間に、雇用等の特別な利害関係を有する者
- (5) 専門家等の守秘義務
- 専門家を始め本事業に関与した者は、本事業の業務を行うことにより知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

4 事業実施後の事務

中小企業支援機関（公益財団法人福島県産業振興センターを除く）は、本事業で支援した内容について、実施報告書（個票）（中小企業者等に対する専門家派遣）（交付要綱様式第5号関係）により、福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金の補助事業者である公益財団法人福島県産業振興センターに速やかに報告するとともに、支援先の事業者にも同報告書を提供するものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月30日から施行する。